

四半期報告書

(第19期第1四半期)

インスパイアー株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	9
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 インスパイアー株式会社

【英訳名】 Inspire, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 駒澤 孝次

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【電話番号】 (03)5418-4811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 前田 義仁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【電話番号】 (03)5759-5730 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 前田 義仁

【縦覧に供する場所】 インスパイアー株式会社
(東京都港区芝一丁目14番4号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第18期 第1四半期 累計(会計)期間	第19期 第1四半期 累計(会計)期間	第18期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	383,834	207,148	1,503,221
経常損失 (千円)	119,023	104,122	497,105
四半期(当期)純損失 (千円)	79,261	120,104	1,518,919
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	727,308	1,116,738	1,102,562
発行済株式総数 (株)	15,468	64,313	60,488
純資産額 (千円)	964,951	167,844	254,958
総資産額 (千円)	1,965,409	715,201	1,051,970
1株当たり純資産額 (円)	61,013.36	2,504.64	4,209.20
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	7,022.37	1,894.93	39,234.48
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.0	22.5	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△257,574	△121,004	△377,254
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△275,500	140,493	△1,114,200
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	575,921	△22,872	1,340,136
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	272,647	75,100	78,483
従業員数 (名)	26	32	34

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社の事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	32 (3)
---------	--------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産、受注実績

当社は、生産・受注の形態をとっておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(百万円)	前年同四半期比 (%)
プロダクトセールス事業	45	△71.8
サポートサービス事業	132	△31.2
プロフェッショナルサービス事業	28	2.2
合計	207	△46.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)データコントロール	81	20.6	16	7.8
(株)フォーバル	62	16.0	24	11.5
エヌ・ティ・ティコム ニケーションズ(株)	—	—	27	13.4
三井情報(株)	54	13.8	22	11.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当社の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から積極的に開示しております。また、当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中における将来に関する事項は、当第1四半期会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境

①競合

当社の主力商品であるフォーティネット社の統合型セキュリティアプライアンス「Fortigate」及びチェックポイント社の「VPN-1/FireWall-1」に関して、ベンダーであるフォーティネット社及びチェックポイント社と当社との間で日本国内での販売代理（ディストリビューション）業務に係る契約を締結していますが、契約が独占契約でないことから国内で同様の契約を締結している競合他社が存在しています。当社は、これらの競合他社に先駆けて販売代理契約を締結し、ベンダーとの関係強化、日本でのシェアの確保に努めてまいりました。

今後、ベンダー各社が日本国内のディストリビュータを増加させるなどの方針をとる場合や、当社取扱商品と類似する商品が登場する場合には、当社にとって新たな競合が増加する結果となります。また当社の想定に反し競合先や競合商品が増加し、国内でのディストリビュータ間の競争が激化した場合や、ベンダーとの販売代理契約に係る取引条件が変更される場合には、当社の市場シェアの低下や価格競争による利益率の低下その他の要因により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

②取扱商品の選別

当社は、日本国内で販売するITセキュリティ商品の選別にあたって、新商品開発情報や市場として先行している海外での商品の販売状況を分析し、それらを基に、日本での需要を想定し、当社取扱商品を選別しております。当社は、国内外のITセキュリティ商品のベンダーやディストリビュータとのネットワークを構築することにより、これらの情報の獲得に努めております。しかし、当社が選別した商品の販売代理店権をベンダーから当社が受入れ可能な条件で取得できるという保証はありません。

また、当社の取扱商品の選別が適切でなく、当社が仕入販売すると決定した商品が日本市場で受入れられなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。更に、当社が選択しなかった商品が他のディストリビュータにより仕入販売され、日本国内で成功するなど、当社が判断を誤り、当社の収益機会を逃す可能性もあります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動

①季節変動性について

当社の取扱商品のユーザは、法人ユーザであり、決算月の集中する3月、9月に当社の売上高が偏重する傾向にあります。このため、これらの月の営業活動の状況が当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

②特別損益等について

当社の投資有価証券の運用については、当社の事業と関連のある相手先に対し、事業運営のための協力関係の強化を目的に投資していく方針であります。今後も、ベンダーや、販売パートナー、システムインテグレータ等への投資を行う可能性があり、これらについては、売買損益、評価損益等が当社の業績に影響を与える可能性があります。

③Coop-Fundについて

当社は仕入先である複数のベンダーより、仕入割戻(当社が行ったベンダー商品の広告掲載、販売促進物の作成等に要した費用の補填)を受け入れております。仕入割戻はベンダーの裁量によって決定されるものであり、書面による契約等はありません。そのため、ベンダーの営業政策により変更されることも想定され、当社の業績変動要因の1つとなり得る可能性があります。

④為替の影響について

当社は海外のベンダーから直接商品を仕入れているため、そのうち外貨建で仕入れているものについて、為替変動の影響を受けております。当社は、為替の影響を極力排除しようとする目的から、円建取引への移行を進めたいと考えておりますが、今後のベンダーとの取引条件次第によっては、外貨建取引の数量割合が増加する可能性もあり、その場合には、為替変動による当社の業績への影響度合いが増加します。

(3) 特定の取引先・製品・技術等への依存

①特定の販売先への依存

当社はシステムインテグレーターやリセラー等の販売パートナーに対し営業活動を行っており、販売先は50社を超えております。しかし、当社の当第1四半期会計期間売上高のうち約50%は、株式会社データコントロール、株式会社フォーバル、三井情報株式会社、株式会社日立情報システムズ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の販売先上位5社に依存しております。当社としては、今後も現在の主要販売先が販売額のかなりの部分を占めると想定しますが、こうした販売先との取引が今後も引き続き安定的に推移する保証はありません。

また、これまでに主要販売先からの売掛金の回収については問題となったことはありませんが、今後、販売先からの売掛金の回収に何らかの問題が生じた場合、バンダーへの支払いや当社の資金繰り、業績に影響を与える可能性があります。

②特定の商品への依存

当社の現在の主力商品は、フォーティネット社の統合型セキュリティアプライアンス「Fortigate」及びチェックポイント社の「VPN-1/FireWall-1」で、いずれもITセキュリティ商品の代表的な商品であり、日本における普及度は他の競合商品に比べて高いと推定されます。当社のプロダクトセールス事業における同商品への依存度は、当第1四半期会計期間では約22%となっており、保守サービス事業も同様に依存度が高くなっております。そのため、何らかの要因により同商品の市場競争力が急激に低下した場合や、バンダーであるフォーティネット社やチェックポイント社に経営不振その他の業務上の問題が発生した場合、または同社と当社との販売代理契約が何らかの理由で終了した場合等には、当社の業績は重大な影響を受ける可能性があります。

当社は今後、既存事業において、より付加価値の高いサービスビジネスの拡大を図ることにより、これらの商品の対売上高構成比を低下させていく方針であります。しかし、当社の想定どおりに高付加価値サービス事業が拡大していく保証はなく、将来においても当社の業績は特定の商品の販売動向に大きな影響を受ける可能性があります。

③技術の変容

当社の既存の商品とサービスが今後登場する商品に対して技術的・価格的な優位を保持しうるとの保証はありません。当社が活動する市場は急速な技術的変容、顧客のニーズ・選好の変遷、頻繁な新商品の登場、業界標準の急速な進化を特徴としております。このような変化に当社が敏速に対応し得ない場合、当社の事業に重大な影響が生じることがあります。斬新な技術を実装した新商品の登場、あるいは、新たな業界標準の登場により、当社の既存の商品が陳腐化し商品性を失うことがあり得ます。当社は技術の進化を継続的に観察し、商品と市場の変容の兆しを捉え、他社に先んじて変化をむしろ商機として捉えることに鋭意注力していますが、かかる努力が常に結実しうるとの保証はありません。

(4) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

①ベンダーとの契約

当社は、仕入先であるベンダーと販売代理業務に関する基本契約を締結し、それらの契約に基づいて日本国内で販売代理業務を展開しております。契約期間は概ね1年であり、契約当事者からの解約の申し出がない限り以後1年間毎の自動更新となっております。また、大半の契約は非独占契約となっております。

当第1四半期会計期間末現在、当社は、約15社のベンダーと販売代理契約を締結し、その商品を販売しております。これらの契約の中には、次のような条項が定められているものがあります。

(イ)ベンダーは、事前の告知により価格の改定が可能な旨

(ロ)事前の告知があれば、契約期間内であっても相手方の同意なく解約が可能な旨

(ハ)著作権、知的財産権等に関する訴訟が発生し損害賠償の責任が生じた場合において、ベンダーが保証する賠償の範囲は仕入代金に限られる旨

(イ)については、過去においてそのような条件が一方的に当社に提示された事例はありませんが、当社にとって不利な条件が提示される可能性を含んでおります。(ロ)については、一般に当社及びベンダー双方にリスクを生じさせる結果となるものです。(ハ)については、現在までに同条項を含む契約に係る商品につき、国内外で重大な訴訟・クレーム等が発生した事実は認識しておりません。仕入商品の決定時には、ベンダーに対するヒアリングを行い、知的財産権の存否等を確認しております。また、商品によっては、国際特許事務所への調査依頼を実施し、知的財産権に関する訴訟・クレームの発生の有無、類似する知的財産権の存否を確認しております。このように、上記(イ)(ロ)(ハ)に掲げる条項がベンダーにより行使される可能性は低いものと思われませんが、何らかの事情により現実のものとなった場合には当社の業績に多大な影響を与える可能性があります。また、これらの条項を含んでいない契約についても、契約内容に大幅な変更があった場合、あるいは契約が何らかの理由で終了し、または更新されなかった場合には、当社の事業拡大に制約が生じる可能性があります。

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社は、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

(6) 新株予約権による株式希薄化について

当社は、資本増強策として、平成21年6月8日開催の取締役会におきまして、グランツ2号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による新株予約権証券の発行を決議しております。

この第三者割当による新株予約権証券が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、当社株式の今後の株価動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社では、当社の資金需要に機動的かつ柔軟に対応できるように新株予約権証券の回数を分け、当社の要請に応じた通期を通じた計画的な行使となるよう細心の注意を払うとともに、過度の株式の希薄化が進まぬよう行使価額の修正における下限行使価額を設定しております。

当社といたしましては、今回の調達資金は新規事業のために必要不可欠なものであり、これら新規事業も含め、早期の業績回復を達成することが株主様及び投資家の皆様に報いる唯一の手段であると考えております。当社といたしましては、今後の事業展開に必要な資金を得ることにより、将来的に当社の企業価値が高まると判断しておりますため、今回の資金調達においては合理性があるものと考えております。

なお、本報告書提出日現在における当該新株予約権の行使より新たに発行された株式数は9,625株となり発行済み株式総数は73,938株となります。

(7) 支配リスク

割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合は、当該新株予約権の全ての行使がなされれば当社株式の保有割合が過半数を超える予定であることから、当社の親会社に該当する可能性があり、今後会社の経営に影響を及ぼす可能性があります。なお、同組合からは当社株式の保有方針は短期的でありかつ事業目的での純投資であるため、当社ガバナンスの独立性を保つことについて確約を得ております。

(8) 上場維持について

当社は、当第1四半期報告書において102百万円の営業損失を計上しており、純資産は167百万円となっております。当該状況の解消に向けて、当社では既存事業の拡充による事業基盤の強化を推進し、収益力の改善に努めるとともに、この度の第三者割当増資による資金調達によって自己資本の充実についても進めておりますが、今後営業損失の更なる拡大による財務状況の悪化等が発生した場合には、大阪証券取引所ヘラクレス市場の上場廃止基準である有価証券上場規程の特例第17条第3項への抵触により当社株式が上場廃止となる可能性があり、株価および株式の市場流動性について重要な疑義が生じるおそれがあります。

(9) 情報管理体制

当社はITセキュリティ商品、サービスを取り扱っていることから、社内の情報管理には十分な注意を払っております。具体的には、社内システムは複数のファイアウォール、アンチウィルスシステム、メールチェックシステムにより保護され、セキュリティの信頼性を高めております。また、主要サーバは複数台が別の建物内に設置され、事故、障害時に迅速に回復できるよう予め待機状態となっております。さらに、保守契約ユーザに関するデータは、社内ネットワークへのパスワードのみならず、サーバデータへのアクセスも制限されており、社外からのサーバへのアクセスも暗号化されたシステム構成となっております。しかしながら、意図せざるシステム障害、誤操作その他によるデータの漏洩などが生じた場合、会社の信用を失墜し、損害賠償請求を受ける可能性があり、それに伴い、業績に悪影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上重要な契約等の決定又は締結はおこなわれておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、世界的な景気の後退により、企業業績の悪化、個人消費の低迷が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するITセキュリティ業界においては、大手企業や官公庁における情報セキュリティ投資が引続き堅調に行われると共に、相次ぐ情報漏洩、不正アクセスの増加により、中堅企業においても情報セキュリティに対する関心は引き続き高く、需要は増加傾向にはありますが、その一方で商品やサービス、企業間の競争は益々激化してきており、売上や利益確保が一段と厳しくなっている状況にもあります。当社は、このような厳しい環境のもと、新経営体制を構築し、既存のセキュリティ商品の販売に加えて、新しいソリューション、サービス開発にも積極的に取り組み、収益力の回復に努めてまいりました。

このような、新たなる営業活動を展開し受注の確保に努めた結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高207百万円（前年同四半期比46.0%減）、営業損失102百万円（前年同四半期は83百万円の営業損失）、経常損失104百万円（前年同四半期は119百万円の経常損失）、四半期純損失120百万円（前年同四半期は79百万円の四半期純損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて321百万円減少し、600百万円となりました。これは、主として売掛金が193百万円、未収入金が103百万円、短期貸付金が46百万円、商品が76百万円減少したことによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて15百万円減少し、114百万円となりました。これは、主として長期貸付金の返還により投資その他の資産が15百万円減少したことによります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて336百万円減少し、715百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて245百万円減少し、535百万円となりました。これは、主として買掛金が51百万円、前受金が114百万円、短期借入金が57百万円それぞれ減少したことによります。

固定負債は前事業年度に比べて4百万円減少し11百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて249百万円減少し、547百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度に比べて87百万円減少し、167百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、75百万円となり前会計年度末に比べ3百万円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は、121百万円（前第1四半期会計期間257百万円減少）となりました。これは主に税引前四半期純損失の計上及び前渡金の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動の結果獲得した資金は、140百万円（前第1四半期会計期間275百万円減少）となりました。これは主に、投資有価証券売却による収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は22百万円（前第1四半期会計期間575百万円増加）となりました。これは主に短期借入金の返済によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当第1四半期会計期間においても、前事業年度に引き続き、120百万円の四半期純損失を計上しております。その結果、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義が生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を改善し、早急に営業損益の黒字化を実現するために、以下の施策を講じて実行してまいります。

①資金調達

平成21年6月25日に行使価額総額5億6千万円の新株予約権証券を発行しております。

新株予約権の権利行使により調達される資金は、当面の必要運転資金及び後述する新規事業立ち上げ資金に充当する計画でございます。平成21年7月31日現在での調達状況については、新株予約権の一部行使により76百万円の払い込みがなされており、資本の増強がなされており、今後も新株予約権の行使がされた場合、資本が増強される予定です。

②新経営計画の推進

当社は、新しく経営計画を作成し事業を推進しております。

(イ) 経営効率化の維持

当社は、経営効率化を図る一環として、平成22年3月期事業年度予算及び当第1四半期会計期間の業務執行において諸経費の見直しを継続的に行っており、引き続きコストのスリム化を実行してまいり所存です。また、一方で、必要な人材強化も図り、効率のよい経営体質へと改善を図っていく所存です。

(ロ) 既存営業力の強化

既存事業における取引先の関係強化を図り、取引高の拡大を目指しております。また、当社の既存取扱製品の新しい販路として、中小企業向けの販売店育成・開拓を図り、取引先の拡大を目指しております。また、商品ラインアップにつきましても、既存取扱製品のうち高収益製品への選択と集中を行いつつ、新たな海外有力商品の取り込みを図るとともに、サービス型の高付加価値商品を展開することで売上の拡大を図ることといたします。

(ハ) 新規事業の立ち上げ

上述した資金調達により、新たなシナジーを発揮できるような新規事業の立ち上げを行ってまいり所存です。具体的な投資については、今後引き続き市場の拡大が期待できる通信業界において、固定回線と携帯回線の併用が可能な次世代型通信機器の販売及び管理業務による、付加価値の高い事業の推進を開始しております。また、重要な後発事象に関する注記「業務上の提携に基づく新事業の開始」に記載のとおり、当社が営業・運営を委託されております飲食ブランドにおけるフランチャイズ本部事業について運営受託しており、今後広く加盟店（フランチャイジー）の募集活動を行ってまいります。

その他、新たな事業分野への進出も検討しておりますが、これらの新規事業の推進に関しては、可能な限りリスクを排除するために慎重な事前調査等を行い遂行する所存でございます。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	257,000
計	257,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	64,313	73,938	大阪証券取引所 ヘラクレス市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない提出会 社における標準となる株式で す。なお、単元株式数の定め のない振替株式です。
計	64,313	73,938	—	

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権（旧商法に基づき新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

①新株予約権

平成21年6月8日取締役会

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	560個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、1,000,000円（以下「出資金額」という）を行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とする。（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき1,000,000円
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月25日 至 平成23年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、出資金額を当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

注) 1. (1) 当社は、平成21年6月25日以降、平成21年12月24日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。

(2) 行使価額の修正

①当社は、平成21年6月25日以降、平成21年12月24日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の翌営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができる。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指す。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

②行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普

通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に、②修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヵ月後の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が5,000円（ただし、本欄第4項第9項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

平成20年6月25日定時株主総会決議（第36回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	300個 注1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	300株
新株予約権の行使時の払込金額	8,090円 注2
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月19日 至 平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 8,090円 資本繰入額 4,045円
新株予約権の行使の条件	親株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 その他の条件については、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式による付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

平成20年6月25日定時株主総会決議（第37回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	300個 注1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	300株
新株予約権の行使時の払込金額	8,090円 注2
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月19日 至 平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 8,090円 資本繰入額 4,045円
新株予約権の行使の条件	親株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 その他の条件については、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式による付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注)	3,825	64,313	14,176	1,116,738	14,176	809,038

(注) 第三者割り当てによる新株予約権行使による増加であります。

主な割当先：トレーダーズパートナー有限責任事業組合

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
大阪証券金融株式会社 取締役社長 堀田 隆夫	大阪市中央区北浜2-4-6	5,128	7.97
金 淳次	東京都千代田区	2,533	3.94
堤 俊彰	東京都中央区	2,147	3.34
株式会社ミュージックスコア レーション	東京都千代田区神田神保町1丁目13	1,978	3.08
安中 絹子	神奈川県川崎市川崎区	1,703	2.65
玉木 延美	東京都杉並区	1,451	2.26
名畑 寿美	神奈川県川崎市川崎区	1,451	2.26
小泉 新	東京都世田谷区	1,290	2.01
三木 茂	東京都三鷹市	1,290	2.01
諏訪 明彦	東京都港区	1,290	2.01
計	—	20,261	31.50

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,313	64,313	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	64,313	—	—
総株主の議決権	—	64,313	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権200個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	13,200	9,800	9,000
最低(円)	7,100	6,100	6,400

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、K D A監査法人、当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日）に係る四半期財務諸表について監査法人元和により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第18期事業年度末	監査法人 ウィングパートナーズ
第19期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	監査法人 元和

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,100	78,483
受取手形及び売掛金	42,492	237,735
商品及び製品	332,878	409,753
原材料及び貯蔵品	1,480	1,588
短期貸付金	43,000	89,115
未収入金	—	103,787
前渡金	134,957	30,000
その他	11,591	16,988
貸倒引当金	△40,675	△44,931
流動資産合計	600,825	922,521
固定資産		
有形固定資産	*1 17,445	*1 18,596
無形固定資産	16,199	14,993
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,176,904	1,176,904
その他	80,730	95,859
貸倒引当金	△1,176,904	△1,176,904
投資その他の資産合計	80,730	95,859
固定資産合計	114,375	129,449
資産合計	715,201	1,051,970
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,264	67,240
短期借入金	—	57,470
未払法人税等	5,573	4,324
前受金	464,525	578,948
未払消費税等	14,851	12,091
その他	35,214	60,922
流動負債合計	535,430	780,998
固定負債		
退職給付引当金	11,926	16,014
固定負債合計	11,926	16,014
負債合計	547,357	797,012

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,116,738	1,102,562
資本剰余金	809,038	794,862
利益剰余金	△1,762,923	△1,642,819
株主資本合計	162,853	254,605
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,773	—
評価・換算差額等合計	△1,773	—
新株予約権	6,763	352
純資産合計	167,844	254,958
負債純資産合計	715,201	1,051,970

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	383,834	207,148
売上原価	310,219	135,761
売上総利益	73,614	71,386
販売費及び一般管理費	※1 157,122	※1 173,536
営業損失(△)	△83,508	△102,149
営業外収益		
受取利息	768	—
雑収入	2,361	155
営業外収益合計	3,129	155
営業外費用		
為替差損	4,283	21
支払利息	—	1,307
株式交付費	33,786	800
雑損失	574	0
営業外費用合計	38,645	2,129
経常損失(△)	△119,023	△104,122
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	4,255
子会社株式売却益	40,000	—
特別利益合計	40,000	4,255
特別損失		
投資有価証券売却損	—	20,000
特別損失合計	—	20,000
税引前四半期純損失(△)	△79,023	△119,866
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等合計	237	237
四半期純損失(△)	△79,261	△120,104

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失(△)	△79,023	△119,866
減価償却費	5,983	1,294
子会社株式売却損益(△は益)	△40,000	—
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	—	20,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△4,255
退職給付引当金の増減額(△は減少)	802	△4,087
受取利息及び受取配当金	768	—
支払利息	—	1,307
長期前払費用の増減額(△は増加)	1,120	198
売上債権の増減額(△は増加)	△119,767	193,785
たな卸資産の増減額(△は増加)	△80,608	76,983
前受金の増減額(△は減少)	126,033	△114,422
前渡金の増減額(△は増加)	△210,000	△104,957
未払金の増減額(△は減少)	61,854	△31,854
未収消費税等の増減額(△は増加)	20,868	—
仕入債務の増減額(△は減少)	34,088	△51,976
その他	20,304	18,156
小計	△257,574	△119,696
利息の支払額	—	△1,307
営業活動によるキャッシュ・フロー	△257,574	△121,004
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,490	—
無形固定資産の取得による支出	—	△1,350
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	120,000	—
投資有価証券の取得による支出	—	△51,843
投資有価証券の売却による収入	—	132,571
貸付けによる支出	△423,210	—
貸付金の回収による収入	—	61,115
差入保証金の回収による収入	31,200	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△275,500	140,493
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△57,470
新株予約権の行使による株式の発行による収入	575,921	34,597
財務活動によるキャッシュ・フロー	575,921	△22,872
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	42,845	△3,382
現金及び現金同等物の期首残高	229,801	78,483
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 272,647	※1 75,100

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

当社は、当第1四半期会計期間においても、前事業年度に引き続き、120百万円の四半期純損失を計上しております。その結果、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義が生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を改善し、早急に営業損益の黒字化を実現するために、以下の施策を講じて実行してまいります。

(1) 資金調達

平成21年6月25日に行使価額総額5億6千万円の新株予約権証券を発行しております。

新株予約権の権利行使により調達される資金は、当面の必要運転資金及び後述する新規事業立ち上げ資金に充当する計画でございます。平成21年7月31日現在での調達状況については、新株予約権の一部行使により76百万円の払い込みがなされており、資本の増強がなされており、今後も新株予約権の行使がされた場合、資本が増強される予定です。

(2) 新経営計画の推進

当社は、新しく経営計画を作成し事業を推進しております。

①経営効率化の維持

当社は、経営効率化を図る一環として、平成22年3月期事業年度予算及び当第1四半期会計期間の業務執行において諸経費の見直しを継続的に行っており、引き続きコストのスリム化を実行してまいり所存です。また、一方で、必要な人材強化も図り、効率のよい経営体質へと改善を図っていく所存です。

②既存営業力の強化

既存事業における取引先との関係強化を図り、取引高の拡大を目指しております。また、当社の既存取扱製品の新しい販路として、中小企業向けの販売店育成・開拓を図り、取引先の拡大を目指しております。また、商品ラインアップにつきましても、既存取扱製品のうち高収益製品への選択と集中を行いつつ、新たな海外有力商品の取り込みを図るとともに、サービス型の高付加価値商品を展開することで売上の拡大を図ることといたします。

③新規事業の立ち上げ

上述した資金調達により、新たなシナジーを発揮できるような新規事業の立ち上げを行ってまいり所存です。具体的な投資については、今後引き続き市場の拡大が期待できる通信業界において、固定回線と携帯回線の併用が可能な次世代型通信機器の販売及び管理業務による、付加価値の高い事業の推進を開始しております。また、重要な後発事象に関する注記「業務上の提携に基づく新事業の開始」に記載のとおり、当社が営業・運営を委託されております飲食ブランドにおけるフランチャイズ本部事業について運営受託しており、今後広く加盟店（フランチャイジー）の募集活動を行ってまいります。

その他、新たな事業分野への進出も検討しておりますが、これらの新規事業の推進に関しては、可能な限りリスクを排除するために慎重な事前調査等を行い遂行する所存でございます。

しかしながら、これらの対応策を講じて、既存事業における新規取引先の獲得、既存取引先の売上拡大が、市場における競合企業、競合製品との競争の激化等により事業計画のとおりに進まない可能性もあり、また新規事業や資金調達につきましても関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提における重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提に作成されており、上述のような継続企業の前提における重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
①棚卸資産の評価方法 当第1四半期会計期間末の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
②固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております
③法人税等の計上基準 法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算定項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法をとっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 4,446千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,295千円

(注) 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれております。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 52,703千円	給与手当 42,345千円
役員報酬 16,200千円	役員報酬 19,891千円
法定福利費 5,029千円	法定福利費 5,627千円
業務委託費 24,363千円	業務委託費 8,199千円
支払手数料 29,926千円	支払手数料 39,841千円
地代家賃 6,434千円	地代家賃 4,747千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 75,100千円	現金及び預金 272,647千円
有価証券 —	有価証券 —
計 75,100千円	計 272,647千円
預入期間が3か月超の定期預金 —	預入期間が3か月超の定期預金 —
MMF及びCP以外の有価証券 —	MMF及びCP以外の有価証券 —
現金及び現金同等物 75,100千円	現金及び現金同等物 272,647千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	64,313

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	—

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

当第1四半期会計期間末残高 (千円)
6,763

上記の第1四半期会計期間末残高には、当第1四半期会計期間に発行したストック・オプション等関係の販売費及び一般管理費の株式報酬費用165千円が含まれております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	1,102,562	794,862	△1,642,819	254,605
当第1四半期末までの変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
四半期純利益	—	—	△120,104	△120,104
その他※	14,176	14,176	—	28,352
当第1四半期末までの変動額合計	14,176	14,176	△120,104	△91,752
当第1四半期末残高	1,116,738	809,038	△1,762,923	162,853

※当第1四半期に新株予約権の行使が行われ、株主資本が合計で28,352千円増加いたしました。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められいため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 165千円

2. 当第一四半期に付与したストック・オプションの内容

	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役及び監査役 計5名	当社取締役会が承認した使用 人及び社外協力者 計24名
ストック・オ プション数 (注1)	普通株式 300株	普通株式 300株
付与日	平成21年6月19日	平成21年6月19日
権利確定条件	付与日(平成21年6月19日) から権利確定日まで継続して 勤務していること。 その他の条件については、平 成20年6月25日開催の当社定 時株主総会および新株予約権 発行の取締役会決議に基づ き、当社と新株予約権者そ の間で締結する新株予約権割 当契約書に定めるところによ る。	付与日(平成21年6月19日) から権利確定日まで継続して 勤務していること。 その他の条件については、平 成20年6月25日開催の当社定 時株主総会および新株予約権 発行の取締役会決議に基づ き、当社と新株予約権者そ の間で締結する新株予約権割 当契約書に定めるところによ る。
対象勤務期間	自 平成21年6月19日 至 平成23年6月18日	自 平成21年6月19日 至 平成23年6月18日
権利行使期間	自 平成23年6月19日 至 平成30年6月24日	自 平成23年6月19日 至 平成30年6月24日
権利行使価格 (円)	8,090	8,090
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
2,504.64円	4,209.20円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	167,844	254,958
普通株式に係る純資産額(千円)	161,080	254,605
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	6,763	352
普通株式の発行済株式数(株)	64,313	60,488
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	64,313	60,488

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失 7,022.37円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 1,894.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	79,261	120,104
普通株式に係る四半期純損失(千円)	79,261	120,104
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,287	63,382
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 支払利息(税額相当額控除後)	—	—
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

業務上の提携に基づく新事業の開始

当社は、平成21年7月8日開催の取締役会において、フルハウス・ジャパン株式会社（東京都 新宿区。以下、フルハウス社という）との間で、フルハウス社が運営する飲食ビジネスにおける 直営店の営業・運営権の譲渡にかかる直営店舗営業委託契約を締結することを決議いたしました。

1. 契約締結の理由

この度当社は、オリジナルのフランスパン（バゲット）を利用したヨーロッパスタイルのホットドックを提供する「ホールドバゲット」及び無添加・無加氷・無加糖の安全なフルーツ ジュースを提供する「プライム・フルーツ」という2つのブランドを保有するフルハウス社 との間で、直営店舗営業委託契約を締結することとなりました。

フルハウス社は、平成19年12月にオープンした「ホールドバゲット」ブランドの1号店「四谷三丁目店(*1)」を皮切りに、「ホールドバゲット」においては「汐留シオサイト店」「ららぽーと豊洲店」「味の素スタジアム店」、「プライム・フルーツ」においては「新宿三越アルコット店」の合計5店舗の直営店を展開しており、「四谷三丁目店(*1)」を除く4店舗にて平成21年5月度で月商合計950万円を計上しており、今後新商品の投入及び季節要因を踏まえて今年度中には月商合計1,500万円まで売上が拡大することを見込んでおります。

(*1)「四谷三丁目店」は商品開発・フランチャイジー育成用設備となっております。

なお、直営店舗営業委託契約（以下、本件営業委託契約という）とは、フルハウス社が現在展開している直営店4店舗について、当社が売上・経費の管理に至る全ての店舗運営を請け負うこと（以下、本件業務委託という）を目的とした契約を指しております。

本件営業委託契約の締結の経緯は、当社監査役が飲食ビジネス業界で展開するフルハウス社代表取締役（最高経営責任者）を務めていることから、飲食ビジネス業界におけるIT化の需要についてさまざまな情報を入手できた結果、新規ビジネス展開の一つとして業種に特化した業務アプリケーションの開発・販売等について当社において検討を開始したことを端緒としております。

当社では、フルハウス社との協業の検討段階において、フルハウス社直営店舗4店舗における業務アプリケーションの導入等を実施することで調整を進めておりましたが、両社にて協議を重ねた結果、当社によるITシステムの販売・導入ではなく、当社にて本件業務委託を推進しながら同ビジネスの展開に必要な業務アプリケーション開発等のITシステム化を進めることにより、今後フルハウス社が予定している2つのブランドでのフランチャイズ事業計画における展開も含めて、以下の通り、両社において今後のビジネス展開の大きなシナジー効果が生まれるとの判断に至りました。

両社のビジネス展開におけるシナジー効果としては、フルハウス社においては(1)今後の「ホールドバゲット」「プライム・フルーツ」ブランドの事業展開において必要な資金の調達や支援を受けることが可能となること、(2)飲食ビジネス展開に必要なIT化を自社内IT投資として当社がきめ細やかに推進できること、(3)上場企業である当社をバックボーンとしてフランチャイズ事業展開（フランチャイジーの募集等）が推進できることが挙げられ、当社においては(1)飲食ビジネス業界に特化した業務アプリケーション等の展開に際して業界内部情報を把握しながら進めることが出来ること、(2)業務アプリケーションの開発・導入等にかかるイニシャルコストを本件営業委託契約による収益によりカバーできること、(3)開発・導入した業務アプリケーション等のフランチャイズチェーンシステム並びに飲食ビジネス業界への横展開が可能なこと、が挙げられます。

これらのシナジー効果を両社にて十分に検討した結果、今般フルハウス社と当社との間で、本件営業委託契約の締結に至ることとなりました。

なお、本件営業委託契約は、当社監査役が代表取締役を務める企業であるフルハウス社との契約となるため、当社では利益相反の可能性についても関係有識者に相談、協議の上、問題がないとの判断に至っております。

本件営業委託契約に関しては、当社よりフルハウス社に経営指標となる財務資料の提示を要求し、当社取締役及び関係部門がフルハウス社と直接協議の上で契約内容を策定しており、外部の弁護士や公認会計士等との事前の相談、協議を行っております。

また、契約内容においても、本件営業委託契約の締結時に当社がフルハウス社に支払うべき対価の設定はございません。なお、当社からフルハウス社に対してロイヤリティを支払うこととなっておりますが、当初6ヶ月間は本件業務委託における当社への売上貢献を確認するための猶予期間として設定し、実際の支払いは行われません。当初6ヶ月間の経過後の収支状況に応じて、改めてロイヤリティの支払条件を見直すこととしております。併せて、今後も継続して、フルハウス社における重要な決定事実や財務情報については、当社に情報開示及び資料提出いただくこととお約束いただいております。

さらに、本件営業委託契約に係る利益相反の可能性を排除するため、当社にて定期的に開催している経営検討・報告会議への社外取締役及び社外監査役の参加を要請し、本件業務執行に対する社外取締役及び社外監査役への事前相談・経過報告を徹底することで、当社内部統制システムに則って、社外取締役及び社外監査役による取締役の業務執行に対する監視を強化しております。

当社は今後、フルハウス社の指導の下、「食の安心と安全」をコンセプトとした当社フードビジネス事業として、「ホールドバゲット」「プライム・フルーツ」の2つのブランドの既存の直営店舗4店舗の営業・運営を積極的に行い、売上の拡大を図ってまいります。

その上で、当面の直営店舗の営業・運営委託による売上を原資として、自社内フードビジネスへのIT投資として、汎用性があり高度なセキュリティを組み込んだ業務アプリケーションの開発・導入等を推進してまいります。さらに、これらの業務アプリケーション等のITシステムは、飲食ビジネス業界をはじめとして各業界でフランチャイズ展開を進めている企業に対して、既存ITビジネスにおける販路を活用し積極的に販売活動を推進してまいります。

なお、フルハウス社では、「ホールドバゲット」「プライム・フルーツ」ブランドにおけるフランチャイズチェーンシステムを展開しており、関西圏においては、森下仁丹株式会社（大阪市中央区）が既に「ホールドバゲット」ブランドにおいて「ユニバーサルシティウォーク 大阪店」を展開されております。

そのため、今後当社では、直営店舗4店舗の営業・運営委託事業での展開が軌道に乗るタイミングを計って、改めてフルハウス社と調整した上で、フルハウス社が所有する2つのブランドのフランチャイズチェーンシステムの日本国内での独占的展開権を取得し、当社がフランチャイズ本部事業を展開すること（以下、本件フランチャイズ事業という）を目的としたマスターライセンス契約の締結を実施する方向で調整しております。

マスターライセンス契約が締結されましたら、当社は本件フランチャイズ事業を強力に推進し、加盟店（フランチャイジー）の獲得を進め、当社新規事業としての新たな収益基盤の確立を急いでまいります。

2. 今回の業務提携の内容

直営店舗営業委託契約・フルハウス社が現在直営する「ホールドバゲット」及び「プライム・フルーツ」ブランドの営業店舗4店舗の営業・運営全般の受託

契約開始日：平成21年7月1日

〔対象直営店舗一覧〕

1. ホールドバゲット アーバンドック ららぽーと豊洲店
2. ホールドバゲット 汐留シオサイト店
3. ホールドバゲット 味の素スタジアム店
4. プライム・フルーツ 新宿三越アルコット店 計4店舗

・同ビジネスに必要な業務アプリケーションの開発・導入等のIT システム化の推進

3. 提携相手会社の概要

① 名称 フルハウス・ジャパン株式会社

② 事業内容

- ・「ホールドバゲット」「プライム・フルーツ」ブランドでの飲食店の直営店舗の営業・運営
- ・上記ブランドのフランチャイズ本部の運営並びにフランチャイズ本部事業の推進
- ・食品全般の企画、製造、販売及び輸出入 他

③ 設立年月日 平成15年7月

④ 本店所在地 東京都新宿区左門町12 番地8

⑤ 代表取締役 駒村 裕

⑥ 資本金 20 百万円(平成20 年6月30 日現在)

資本関係該当事項なし

取引関係該当事項なし

人的関係

同社代表取締役が、当社常勤監査役を兼任しております。

⑦ 当社との関係関連当事者への該当状況

該当事項なし

4. 今後の見通し

今後の売上見込みとしては、フルハウス社より営業委託されている直営店舗4店舗の営業・運営により、今年度においては約1億円の売上を見込んでおりますが、同売上見込みについては期初売上計画において既に織り込み済みであります。

自社内フードビジネスへのIT 投資としての業務アプリケーションの開発・導入等については、自社内IT 投資として進めるため、本件による売上計上は見込んでおりません。また、これらの業務アプリケーション等のIT システムの販売については、今年度の売上計上は見込んでおりません。

当社といたしましては、現時点では当期の当社業績予想に与える影響は大きくないと考えております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社フォーバルクリエティブ
取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員 公認会計士 毛利 優 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関本 享 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーバルクリエティブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォーバルクリエティブの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

インスパイアー株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指定社員 公認会計士 星 山 和 彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 來 嶋 真 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスパイアー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスパイアー株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【会社名】 インスパイアー株式会社

【英訳名】 Inspire, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 駒澤 孝次

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 前田 義仁

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 駒澤 孝次 及び当社最高財務責任者 前田 義仁は、当社の第19期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

